平成２７年（フ）第１０８３９号
東京都調布市深大寺元町２丁目38―24―205
債務者　押山　晴美（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８４３号
東京都品川区荏原６丁目１－８－102
債務者　上野　一枝
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８４７号
東京都足立区西新井栄町３丁目１－６－301
債務者　山崎　和代
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８５１号
東京都文京区小日向４丁目３－13―206
債務者　星野　浩子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８６７号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目８－６－122
債務者　谷村　勇志
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０７２号
横浜市青葉区鴨志田町1173番地１
債務者　大柴　　馨
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３７号
岡山県赤磐市河本966番地レオパレス藤花211号室、旧住所岡山県赤磐市桜が丘東６丁目６番地349
債務者　川田　浩道
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５０号
岡山市南区洲崎３丁目３番37号セゾン21Ａ―205
債務者　中川　和美
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９６号
岡山市中区門田屋敷２丁目２番17号メゾン門田屋敷601
債務者　金光　絢平
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７４号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート25―402
債務者　福田　静香
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９７０号
東京都昭島市大神町１丁目２番３―305号
債務者　松崎亜紀子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０１２号
東京都立川市柏町１丁目29番地の52デパール柏町405号
債務者　島袋　嘉昌
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３７８号
愛知県刈谷市小垣江町地内33番地　いろは荘ろ号
債務者　**廣**田　正己
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０８２９号
東京都足立区谷中１丁目21－１－102
債務者　福丸　秀和
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７４０号
東京都足立区千住緑町２丁目10－１　フラワーＴａｋａⅡ
債務者　中沢　俊之
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部